

## 医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について



1

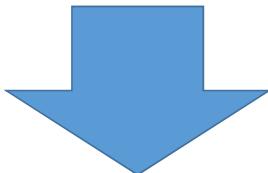
### 医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性①

- ・ 医療計画・・・必要な在宅医療の整備目標を定めるとともに、市町村介護保険事業計画の期間と合わせて、その半期に見直しを行うこととされている。  
また、都道府県において、2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量などから推計して「地域医療構想」を策定している。
- ・ 介護保険事業（支援）計画・・・介護サービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、市町村介護保険事業計画において、2025年におけるサービス種類ごとの量の推計値を定めている。

2

## 医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性②

- ・地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿の整備がなされが必要



- ・医療計画及び介護保険事業（支援）計画において、この受け皿整備の必要量を踏まえた在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、それぞれの計画の間で整合的に、かつ受け皿整備の先送りが発生しないよう計画的に設定することが必要

3

## 地域医療構想を踏まえた介護及び在宅医療ニーズの推計方法①

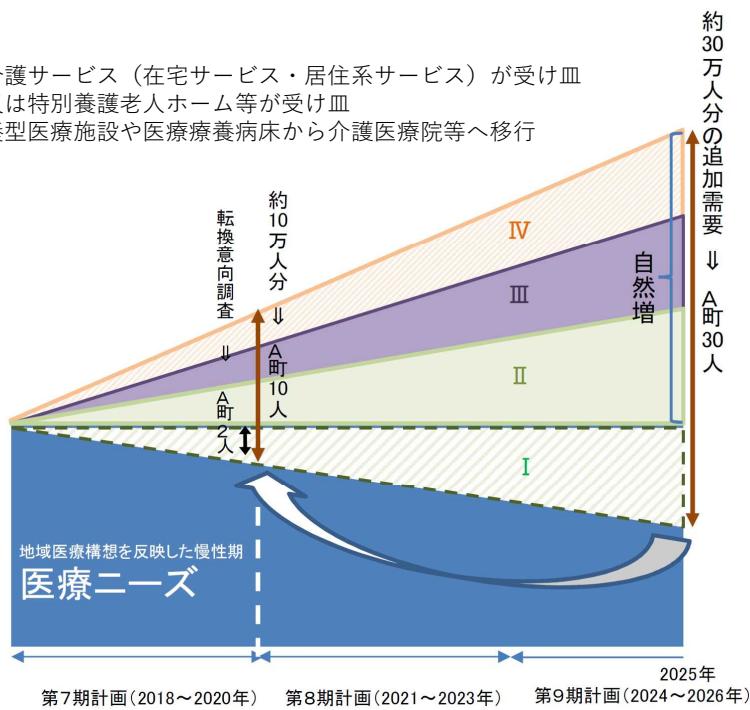
第7期介護保険事業（支援）計画及び千葉県保健医療計画（H30～）策定時

- ・地域医療構想に伴う介護ニーズ等増分については、2025年度における追加的需要の4,640人分（国全体で約30万人）を第7期末時点（2020年）に割り返し、各市町村に割当数（機械的試算）を提示
- ・各市町村は、介護医療院への転換意向調査の数値を下限として、割当数を勘案して計画に介護施設等のサービス量を計上
- ・千葉県保健医療計画においては、在宅医療の需要分を計上して計画に反映

4

## 追加的需要に関するイメージ図

- IV 外来が受け皿
- III 在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）が受け皿
- II 老人保健施設又は特別養護老人ホーム等が受け皿
- I 既存の介護療養型医療施設や医療療養病床から介護医療院等へ移行



5

## 地域医療構想を踏まえた介護及び在宅医療ニーズの推計方法②

第8期介護保険事業（支援）計画策定及び千葉県保健医療計画の中間見直し時

○転換意向調査の結果に基づき、医療療養病床については、意向調査により把握した令和5年度末時点の見込量を下限とし、指定介護療養型医療施設については意向調査で把握した医療保険適用病床への転換予定を除く全数に相当する数を追加的需要として見込む。

○地域医療構想における2025年の療養病床の減少数から、令和5年度末の数値を比例的に逆算して推計した減少数に相当する追加需要に満たない部分は、都道府県と市町村の間の協議の場における協議を経て、見込み量を検討し設定する。

6

## 〈協議〉 市原圏域における追加的需要への対応について

- ・地域医療構想の進展による病床の機能分化・連携に伴い生じる市原圏域における新たな追加的需要は約100人分、そのうち令和3年度から5年度の3年間に生じる需要は約37人分と推計される。  
(平成30年～令和7年の8年間分の追加需要分から、按分して算出)
- ・この追加需要についての在宅医療と介護施設の分担割合について「患者調査」「病床機能報告」から推計した数値を基に県と市の介護保険担当部局と保健医療担当部局間において協議を行って、按分することとした。
- ・協議の結果、市原圏域においては「病床機能報告」から推計した数値を基に按分することとし、その結果は別表のとおりとなった。
- ・第8期介護保険事業（支援）計画期間中の追加需要について、別表のとおり介護施設で対応する部分と在宅医療分で対応する部分として按分し、サービス量に見込むこととしてよいか。

7

### ■病床機能報告（平成30年）

毎年10月1日を基準として、医療機関が病棟単位を基本として有する病床数等などについて、都道府県に報告する制度。

病床機能報告においては、「入院前の場所、退院先の場所別の患者の状況」や「退院後に在宅医療を必要とする患者の状況」について、病棟ごとに報告することとなっており、平成30年の報告数値を活用して按分を推計した。

（推計した按分 介護施設：在宅医療 8.6：1.0 ※市原圏域）

#### <報告様式のイメージ>令和元年病床機能報告

7. 入棟前の場所・退棟先の場所別の入院患者の状況 <small>※「新規入棟患者数」及び「退棟患者数」の考え方は、上記の「6. 入院患者数の状況」と同様になります。</small>		
① 新規入棟患者数【平成30年7月1日～令和元年6月30日の1年間】	(50)	人
上記①のうち、院内の他病棟からの転棟	(51)	人
上記①のうち、家庭からの入院	(52)	人
上記①のうち、他の病院、診療所からの転院	(53)	人
上記①のうち、介護施設・福祉施設からの入院	(54)	人
上記①のうち、介護医療院からの入院	(55)	人
上記①のうち、院内の出生	(56)	人
上記①のうち、その他	(57)	人
② 退棟患者数【平成30年7月1日～令和元年6月30日の1年間】	(58)	人
上記②のうち、院内の他病棟へ転棟	(59)	人
上記②のうち、家庭へ退院	(60)	人
上記②のうち、他の病院、診療所へ転院	(61)	人
上記②のうち、介護老人保健施設に入所	(62)	人
上記②のうち、介護老人福祉施設に入所	(63)	人
上記②のうち、介護医療院に入所	(64)	人
上記②のうち、社会福祉施設・有料老人ホーム等に入所	(65)	人
上記②のうち、終了（死亡退院等）	(66)	人
上記②のうち、その他	(67)	人

8. 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況

8

# 病床の機能分化・連携に伴い生じる新たな在宅医療・介護施設等の需要量（案）

(単位：人/日)

	令和3年度～令和5年度			(参考) 2025年までの間に 生じると推計される 新たな需要量 【第7期計画策定期 の試算値】
	合計	介護施設	在宅医療	
市原圏域	37	33	4	100
県全体	1,755	873	882	4,640

※上記の推計量を介護保険事業（支援）計画及び保健医療計画において追加的需要量として見込むものとする。

9

## （参考）療養病床の転換意向調査の結果

(単位：床)

介護療養病床	令和2年 4月1日現在		令和3年 4月1日現在	令和4年 4月1日現在	令和5年 4月1日現在
	介護療養病床（介護療養型医療施設）	469			
うち市原圏域分	0		431	431	376
介護医療院（転換分）			0	0	0
うち市原圏域分			33	33	33
医療療養病床（転換分）			0	0	55
うち市原圏域分			0	0	0
病床廃止			5	5	5
うち市原圏域分			0	0	0
介護医療院【医療療養病床からの転換分】			20	20	20
うち市原圏域分			0	0	0

※令和2年度県健康福祉政策課・高齢者福祉課調査

○各市町村では、医療療養病床については意向調査により把握した令和5年度末時点の見込量を下限とし、介護療養病床（指定介護療養型医療施設）については、医療保険適用病床への転換予定を除く全数に相当する数を、追加的需要として介護保険事業計画において見込んでいる。

10